送信先 協会けんぽ京都支部 FAX 075-256-8670

当社は、従業員一人ひとりが心身ともに元気で働ける会社を目指し、 従業員の健康づくりを積極的に取り組みます

に未見りに成ってうでは「世間になった」ののよう。						
令和	年 月	\Box	事業所所在地 〒 -			
			事業所名称			
			*** > r / 2			
			事業主氏名			
✓ 法令に従い、健診を100%受診します(必須項目)						
★特定保健指導実施率(初回)を前年度以上とします(必須項目) ※特定保健指導の対象者がおられる場合に限ります。						
✓ 健診結果が再検査・要治療者だった従業員には医療機関の受診を促し、						
重症化予防に努めます(必須項目)						
1 オリジナル項目の「取り組み項目」の中から貴社の取り組み内容を番号でご記入ください。2 ①の取り組み内容の中から貴社が特に注力する取り組み内容をお選びください。※お選びいただいた項目を宣言証に記載してお送りします。						
	健康事業	業所置	宣言取り組み項目一覧 オリ	ジナル項目		
宣	言カテゴ	IJ	● 貴社の取り組み項目番号 「その他」を選択された場合は、取り組みメニューを記入ください。	②貴社が特に注力する 取り組み項目番号(2~4項目選択)		
職均	易環境の整	備				
食習慣	·飲酒習慣	の改善		自命		
į	重動の推進			= =		
	喫煙対策			の中から全体で2~4項目を		
メンタ	ヲルヘルス	対策		体 し で た 2 い		
5	家族の健診			〜 項 4目 - 項を 目		
Į.	感染症予防	j		日 		
	その他					

協

ご担当者(被保険者の方を登録)	保険証の記号番号	記号	番号
	(左づめ)		
		(ふりがな)	
	ご担当者名		
	電話番号		
**)	メールアドレス	@	

協会けんぽ京都支部の ホームページ等で 事業所名の掲載を 希望しない場合は チェックしてください。

※ ご提供いただきました個人情報は厳重に管理し、健康保険委員活動に関することのみに使用します。

※ 健康保険委員様へのお知らせとして京都支部からメールマガジンを配信します。

【メルマガ利用規約】

健康事業所宣言のお申込みの前に以下の内容をご確認ください



健康事業所宣言をお申込みいただく場合、ご担当者様(健康保険委員)の登録が必要です。健康事業所宣言エントリーシートにご担当者様の情報をご記入いただくことで登録いたします。

※すでに登録されている場合は、健康保険委員の方の情報をご記入願います。



健康保険委員(健康保険サポート制度)の登録で 貴社の健康づくりをフォローアップ!

【健康保険委員とは】

協会けんぽの健康保険事業について、広報・健康保険(健康づくり)事業の推進等にご協力いただくご担当者様を 健康保険委員として登録いただいております。

● 健康保険委員に登録される方は、協会けんぽ京都支部の適用事業所に勤務する被保険者であることが必要です。

最新情報をお届け!

「協会けんぽGUIDE BOOK」等、従業員の健康 づくりや実務に役立つ情報をお届けします。



健康講座や研修会にご案内!

健康づくりや事務手続きに関する研修会等に 参加できます。(強制ではありません)





「健康事業所宣言」エントリー事業所が広がっています





「健康事業所宣言」をエントリーした後は、社内への周知とあわせ、 関連企業・取引先企業等へも健康経営をおススメしてください